

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

## 香川県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則

公職選挙事務取扱規程（平成12年香川県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録日等の告示)</p> <p>第3条 市町委員会は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第14条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を定めた旨又は変更した旨を告示するときは、第1号様式に準じて行うものとする。</p> <p>2 市町委員会は、令第14条第2項の規定により<u>選挙時登録の基準日</u>を定めた旨を告示するときは、第2号様式に準じて行うものとする。</p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>(送付及び再調製等の告示)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市町委員会は、令第21条第1項の規定により、再調製する選挙人名簿について、その調製の期日及び異議の申出期間その他選挙人名簿の再調製について必要な事項を告示するときは、第8号様式に準じて行うものとする。</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>(登録日等の告示)</p> <p>第3条 市町委員会は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第14条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を定めた旨を告示するときは、第1号様式に準じて行うものとする。</p> <p>2 市町委員会は、令第14条第2項の規定により<u>被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間</u>を定めた旨を告示するときは、第2号様式に準じて行うものとする。</p> <p><u>(縦覧場所の告示)</u></p> <p>第4条 <u>市町委員会は、法第23条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を告示するときは、第3号様式に準じて行うものとする。</u></p> <p>(送付及び再調製等の告示)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市町委員会は、令第21条第1項の規定により、再調製する選挙人名簿について、その調製、縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間その他選挙人名簿の再調製について必要な事項を告示するときは、第8号様式に準じて行うものとする。</p> <p><u>(在外選挙人名簿に係る縦覧の場所の告示)</u></p> <p>第9条 <u>市町委員会は、法第30条の7第2項の規定により同条第1項に規定する書面を縦覧に供する場所を告示するときは、第10号様式に準じて行うものとする。</u></p>

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る通知等)

第10条 第5条の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る通知及び告示について準用する。この場合において、同条中「法第24条第2項」とあるのは「法第30条の8第2項において準用する法第24条第2項」と、「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「第4号様式」とあるのは「第11号様式」と、「第5号様式」とあるのは「第12号様式」と読み替えるものとする。

### 第1号様式（第3条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文（第1項ただし書）の規定により、  
年 月 1日を選挙人名簿の登録の基準日とする選挙人名簿の登録の日を次のとおり定める。（変更する。）

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

登録の日 （変更前） 年 月 日

（変更後） （ 年 月 日）

### 第2号様式（第3条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

何選挙執行に係る選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により次のとおり定める。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

選挙時登録の基準日 年 月 日

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る通知等)

第10条 第5条の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る通知及び告示について準用する。この場合において、同条中「法第24条第2項」とあるのは「法第30条の8第1項において準用する法第24条第2項」と、「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「第4号様式」とあるのは「第11号様式」と、「第5号様式」とあるのは「第12号様式」と読み替えるものとする。

### 第1号様式（第3条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第12条第1号（第2号）の規定により、  
年 月 1日を選挙人名簿の登録の基準日とする選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更する。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

登録の日 年 月 日

### 第2号様式（第3条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

何選挙執行に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により次のとおり定める。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 被登録資格の決定の基準となる日 年 月 日

2 登録の日 年 月 日

3 縦覧期間 年 月 日から 何日間  
年 月 日まで

第3号様式 削除

第8号様式 (第7条関係)

市(町)選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条第1項の規定により、何の理由によって選挙人名簿を次のとおり再調製する。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名

- 1 調製期日 年 月 日
- 2 異議の申出期間 年 月 日から 何日間  
年 月 日まで  
( 年 月 日)

第3号様式 (第4条関係)

市(町)選挙管理委員会告示第 号

年 月 日付けで公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次の場所で縦覧に供する。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名

何市役所(町役場)又は何市(町)何町(何)何番地

第8号様式 (第7条関係)

市(町)選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の規定により、何の理由によって、選挙人名簿を次のとおり再調製する。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名

- 1 調製期日 年 月 日
- 2 調製期間 年 月 日から 何日間  
年 月 日まで
- 3 縦覧期間 年 月 日から 何日間  
年 月 日まで
- 4 異議申出に対する決定期限 年 月 日
- 5 確定期日 年 月 日

第10号様式 削除

第14号様式 (第11条関係)

市(町)選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の15において準用する同法第30条の規定により、何の理由によって、在外選挙人名簿を次のとおり再調製する。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名

- |   |         |                    |     |
|---|---------|--------------------|-----|
| 1 | 調製期日    | 年 月 日              |     |
| 2 | 異議の申出期間 | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 何日間 |
|   |         | ( 年 月 日 )          |     |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第10号様式 (第9条関係)

市(町)選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者が平成6年5月1日以後本市(町)の住民基本台帳に登録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を次の場所で縦覧に供する。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名

何市役所(町役場)又は何市(町)何町(何)何番地

第14号様式 (第11条関係)

市(町)選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の15において準用する同法第30条の規定により、何の理由によって、在外選挙人名簿を次のとおり再調製する。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名

- |   |              |                    |     |
|---|--------------|--------------------|-----|
| 1 | 調製期日         | 年 月 日              |     |
| 2 | 調製期間         | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 何日間 |
| 3 | 縦覧期間         | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 何日間 |
| 4 | 異議申出に対する決定期限 | 年 月 日              |     |
| 5 | 確定期日         | 年 月 日              |     |